

Title	〔商法六五一〕株主総会の定足数に頭数要件を定めた定款の効力とその適用範囲 (東京高判令和四年一〇月三一日)
Sub Title	
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.10 (2024. 10) ,p.125- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241028-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六五二〕

株主総会の定足数に頭数要件を定めた定款の効力とその適用範囲

東京高判令和四年一〇月三十一日
令和四年(ホ)第二一八二号取締役及び監査役の地位存否確認請求控訴事件、原判決一部取消し・請求一部認容、上告・上告受理申立て
(金判一六六四号二八頁)

〔判示事項〕

(当該定款条項は、)株主総会の決議につき定足数に頭数要件を設けたものであるところ、会社法三四一条は、このような頭数要件を定款で定めることを認めていないことからすれば(これを認めることと、同条の趣旨である資本多数決の徹底が図られないこととなる。)(当該条項)が定める定足数の規定は、役員の選解任に係る株主総会の決議には適用されないものと解するのが相当である。

〔参照条文〕

会社法三四一条

〔事実〕

Y社(被告、被控訴人)は、A(長男)、B(次男)、X(原告、控訴人、三男)の父により昭和四〇年に設立された各種自動車運転技術の指導教授等を目的とする株式会社である。Xは、Y社の設立当初からの株主であり、遅くとも昭和四九年頃にはY社の取締役に就任し、平成一一年三

月三〇日から平成二九年三月一六日までの間 Y 社の代表取締役であった。

平成二一年五月八日に開催された臨時株主総会において、Y 社の株主総会の決議方法に関する定款規定が「総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除く外出席した株主の議決権の過半数をもってこれをなすものとする。」(変更前の定款(以下「旧定款」という)一一条)から、「株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の二分の一以上が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。」(変更後の定款(以下「定款」という)一二条)へと変更された。同臨時株主総会には、株主全員、すなわち X (代表取締役・取締役、当時の持株六〇八〇株)、A (代表取締役・取締役、六〇八〇株)、B (六〇八〇株)、C (A の妻、二二八〇株) が出席し、議長は X が務め、出席株主の議決権の三分の二以上の賛成により可決された。なお、定款変更の前後を通じて、旧定款一条ないし定款一二条の他には、株主総会決議の定足数や決議要件に関する規定は存在しておらず、定款一七条では、取締役の任期は選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、監査役の任期は選任後四年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時株主総会の終結までと規定されていた。

平成二九年二月一六日当時、X および A が各六八四〇株、B が六七四〇株、C が二二八〇株、Y 社が一〇〇株を保有していたが、同日、C は社団法人 D に一〇株を譲渡した。そしてさらに、同年二月二日、C は、E (A の子、平成二四年一〇月二〇日以降代表取締役) と F (E の弟) に各一〇株、G (E の妻)、H (F の妻) に各一株を譲渡した(結果、C の持株は二二四八株となった)。

Y 社は、平成三一年二月一七日に招集通知を发出し、同年同月二五日に定時株主総会(以下、「本件総会」という)を開催した。Y 会社の株主構成は、E 一〇株、X 六八四〇株、A 六八四〇株、B 六七四〇株、C 二二四八株、Y 会社一〇〇株、F 一〇株、G 一株、H 一株、D 社団法人一〇株であったが、本件総会には、X、E、B および D の代表 J が出席し、F・G・H は総会が開催された建物の駐車場にいたが総会会場には隣場しなかった。総会開催時点の Y 社取締役は E、X、A、F (いずれも平成二九年二月二六日に重任。I はこれらの者と同様に重任されたが、平成三〇年二月三一日に取締役を辞任したが、本件総会当時は辞任登記は未了であった)、監査役は C (平成二七年二月二

六日重任）であり、これに対して、招集通知に定時総会の決議事項として示されたのは、取締役・監査役の選任の件（取締役候補者としてA、E、F、I、監査役候補者としてC）であった。

Eは、本件総会が定足数を満たしていないので一切の決議ができないため、報告事項に移る旨宣言したため、Xは定足数を満たしていると述べて抗議をしたが、Eは当該抗議を受け入れず、なお議事を進行しようとしたことからXが議長の交代を求め、Eはこれに対応しないままXおよびBの発言が不規則発言であることを理由として本件総会につき流会宣言をしてJとともに総会会場から退出した。その後、Xは議場に留まり、自身が議長に就任することを提案し、Bの賛成を得て、議長就任を宣言し、さらに修正議案（取締役としてX、K、L、M、監査役としてNを選任する旨）を提案して、XとBが賛成して、議案が可決され、会社提案は否決された旨宣言した（以下、これを「本件決議」という）。同日、X、K、L、MはY会社取締役の、Nは監査役の就任を承諾した。

Eは、平成三十一年三月一三日、令和二年二月二五日、同年三月七日、令和三年三月九日、同月二三日、株主総会と称する集会を開催し、X等が出席したが、いずれにおいて

もEは定足数を満たさない旨宣言し審議を行うことなく閉会となった。

そこで、Xは、本件総会においてX、K、L、Mが取締役に、Nが監査役にそれぞれ選任され、取締役についてはその任期終了後にも新たな取締役が選任されていないとして会社法三四六条一項に係る権利義務または地位の確認を求めるとともに、それ以前の取締役であったE、A、F、および監査役であったCが任期満了によりその地位になくなり、上記各選任により同条一項に基づく権利義務を有する地位にもないとして、Y社の取締役・監査役としての権利義務の不存在の確認を求めて訴えを提起した。

原審判決（千葉地判令和四年三月二三日金判一六六四号三五頁）では、Xが会社法三四六条一項に基づきY社の取締役として権利義務を有する地位にあることをY社が認めているとして、その部分は訴えの利益を欠き不適法であるとして却下したうえで、本件決議は定足数を満たしていなかったことにより無効であるとして請求を棄却する旨の判決をした。「会社法三四一条は、……、その文言上、定足数に頭数要件を設けることが禁止されているとは解されない。また、会社法三四一条は、同三〇九条一項の特則として、役員の選解任の決議について議決権の割合による定足

数を排除することを認めず、もって同決議をごく一部の株主のみで行うことを防止する趣旨に出たものと解されるところ、頭数要件をもって定足数を加重することはむしろ上記の趣旨に適うともいえる。確かに、頭数要件を設けることにより、株主間の対立等から定足数を満たすことができなないといった事態が生ずるおそれがあることは否定できないけれども、法がかかる事態を回避すべきものとしているとまではいえず、他方で、頭数要件を設けることは少数株主の意見を取り入れるなど一概に不合理とまではいえない面もあることからすると、上記規定の制定経緯等を踏まえても、この規定は役員の選解任に係る株主総会の決議の定足数に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の割合について、定足数をもってしても三分の一未満とすることができない旨を定めたものに過ぎず、頭数要件を設定することを禁止したものとは解することはできない。」

Xはこの判断を不服として控訴した。控訴審において、Xは、原判決によればデッドロックの状態が生じ、議決権が〇・一四パーセントの株主グループが議決権が六〇パーセントのグループに対して永続的に役員選任の機会を与えないことにより、前者の株主グループがY会社を永久に支配することが可能となるところ、定款一二条は一株一議決

権の原則、株主平等の原則に反すると主張し、Y社は、デッドロック状態およびそれによって生じる結果については株主自身の意思によって許容されたものであり、定款自治の原則からかかる株主の意思は尊重されるべきであると反駁した。

なお、本判決後、Y社は上告・上告受理申立てを行っている。

〔判 旨〕

原判決一部取消し、請求一部認容

一「議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有し（会社法三一五条一項）、議長の宣言により、株主総会は開会し、また、閉会する。そして議長は、公正中立に議事進行を行うことが求められ、動議が出された場合には、濫用的なものでなければ、これを総会に諮ることが必要である。これを本件についてみると、上記認定のとおり、定足数の充足をめぐって、Xらが、議長であるEに対し、抗議した上、Xが議長の交代を求める動議を出したところ、これは議長の不信任動議であるから、Eは当該動機（ママ）を総会に諮る必要があったというべきである。この点、Yは、Xらの発言が不規則発言であり、議場を混乱させる

ものであったと主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、かえって、Xらの抗議や動議の提出は、議場を混乱させるものであったとまでは認められない（…）。しかるに、議長であるEは、提出された動議を総会に諮ることをしないまま流会を宣言したものであり、議事の途中であったといわざるを得ず、Eの流会宣言によっても本件総会は終了していないと認めるのが相当である。」

二「株主総会の決議の定足数及び決議要件に関する会社法の規定についてみると、三〇九条一項は、株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う旨規定し、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとする一方、これらにつき定款で別段の定めをすることができる旨を規定している。これに対し、同条二項は、一号から一二号までに列挙する株主総会（会社の基盤に大きな変動を生じさせたり、株主への影響が大きい事項に関して決議する株主総会）の決議にあつては、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上をもつて行わなければならないと規定するとともに、定足数につき定款で割合を三分の一以上と定めた場合には

その割合以上、決議要件につき定款で三分の二を上回る割合を定めた場合にはその割合以上と規定しており、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとしているほか、柱書で、決議要件につき一定の株主の賛成を要すること等の要件を付加することができる旨規定している。そして、株式会社における役員の選解任に係る株主総会決議については、三〇九条とは別に、三四一条の規定が おかれ、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数によると規定して、定足数及び決議要件のいずれについても、議決権数によることとし、定足数につき定款で三分の一以上の割合を定めた場合はその割合以上、決議要件につき定款で過半数を上回る割合を定めたときはその割合以上によるとされている。

以上のような各規定の体裁からすると、会社法は、株主総会の決議における定足数及び決議要件について、資本多数決の観点から議決権数によることを基礎としつつも、定款によって異なる定めをすることを許容するのを原則としているが、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることがで

きる内容を限定しているものということができる。すなわち、三四一条は『第三〇九条第一項の規定にかかわらず』とした上、定足数については『三分の一以上の割合を定款で定めた場合』、決議要件については『これ（過半数）を上回る割合を定款で定めた場合』と規定し、定款で定めることができる内容を限定している。そして、前記のとおり、定款で定めることができる内容を限定していることは、三〇九条二項においても同様である。このような株主総会決議における定足数及び決議要件に関する三〇九条一項、同条二項、三四一条の各規定が設けられた趣旨に照らすと、会社法は、役員の選解任に係る株主総会決議については、議決権数による定足数及び決議要件の下限を定めるとともに、定款で定める内容を限定して、資本多数決によることを徹底しているものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、定款一二条は、株主総会の決議につき定足数に頭数要件を設けたものであるところ、会社法三四一条は、このような頭数要件を定款で定めることを認めていないことからすれば（これを認めると、同条の趣旨である資本多数決の徹底が図れないこととなる。）、定款一二条が定める定足数の規定は、役員の選解任に係る株主総会の決議には適用されないものと解するのが相当で

ある。」

研究

本判決の判旨一には賛成、判旨二には反対。

一 本件判決において、判旨一は、Xらが行った抗議や動議は議場を混乱させるようなものであったとは認められず、Xらが提出した議長不信任の動議は総会に諮る必要があったが、それをせずにEが総会流会の宣言を行ったとしても本件総会は終了していないと認めるべきとし、判旨二は、Y会社が株主総会決議要件について株主の半数以上の出席を求めるという頭数による定足数を考慮した定款規定について、会社法は会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の定足数および決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定しているものと解し、役員の選解任に係る株主総会についても同じく、議決権数による定足数および決議要件の下限を定めるとともに、定款で定めることができる内容を限定して資本多数決によることを徹底しているものと解するのが相当との旨を明らかにするとともに、本件定款一二条によれば資本多数決の徹底が認められないと

して、当該定款規定は役員の選解任に係る株主総会の決議には適用されないと判示した。

まず判旨一については、会社法三一五条は「株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。」（一項）、「株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。」（二項）と規定して議長に議事整理権を認めている。

議長の閉会宣言後も残留株主だけで有効な決議を行いうるとした判例もあるが（神戸地判昭和三二年二月一日下民七卷二号一八五頁）、議長の閉会宣言が適法に行われたものであれば総会は終了しており、残留株主が決議を行っても総会決議とは認められないと解される（上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法』（有斐閣、昭和六一年）一七二頁「森本滋」、岩原紳作編『会社法コンメンタール7』（商事法務、平成二五年）二七八頁「中西敏和」）。他方、

株主から議長交代の動議がなされた場合には、この判断は議長の裁量の範囲外に関する動議であり、議長は必ず当該動議を総会に諮らなければならないと解されている（上柳ほか編集代表・前掲一七〇頁「森本」）。したがって、議長がその権限を濫用して、違法に閉会を宣言しても、残留株主はなお議事を継続することができるかと解することができ

る（上柳ほか編集代表・前掲一七二頁「森本」、岩原編・前掲二七八頁「中西」、酒巻俊雄ほか編集代表『逐条解説会社法第四卷』（中央経済社、平成二〇年）一七四頁「浜田道代」、東京地判昭和二九年五月七日下午民五卷五号六三二頁、前掲神戸地判昭和三二年二月一日）ため、本件におけるこの点の判断には問題がないと考える（藤嶋肇「判批」近大法学七一巻三〇四号一八頁も同旨）。これに対して、定款に定める定足数を客観的に欠いている以上、議事に入らず流会を宣言してもそれ自体は議長の義務違反でも権限濫用でもないとして判旨一に疑問を呈する者もあるが（来住野究「判批」法学研究（明治学院大学）一一六号一七六頁～一七七頁）、このような場面において議長には、必要以上に慎重な議事進行が求められており、少なくとも動議を取り上げて総会に諮るなどをする必要はあったのではないかと考える。

これに対して、判旨二については、本件の原審判決では本件定款を有効と判断したのに対して、控訴審では無効と解して、その結果全く異なる結論に導いている点も興味深く、また、株主総会の定足数についての定款自治をどこまで認めるべきかという問題について再考する端緒となるものと考えため、以下においては判旨二について詳しく考

察したいと考える。

なお、定款一二条は総会決議に関する一般的な条項であり、定款にはこれ以外の事項に関して決議する場合についての規定は存在しない。この場合、例えば普通決議について定足数を引き下げる規定が存在しているとしても取締役・監査役の選・解任決議について特段の定めがない場合には定足数の下限は三分の一に引き下げられたものと解するという考え（岩原編・前掲五五一頁「加藤貴仁」）が多数説と考えられる。また、定足数の加重に関しても、原審判決も認めているように、定款一二条が取締役・監査役の選任にも適用されるということを前提に判断をしていると思われるため、本評釈もそれに従う。

二 会社法上、株主総会の決議は決議内容の重要性に鑑みて、普通決議、特別決議、特殊決議の三種の区分が存在する。まず、この中の普通決議と特別決議について、定款による特段の定めはどのような範囲で有効だと解されるのかについての、これまでの学説を明らかにしたい。

普通決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した当該株主の議決権の過半数（決議

要件）をもって成立する（会社法三〇九条一項）。定足数および決議要件については、少なくとも法文上は定款で別段の定めができる限度を明らかにしていない。しかしながら、通説は、定足数および決議要件について定款で加重することも軽減することもできると解している。すなわち、一般的に定足数や決議要件を加重すること、反対に、これを軽減すること、また、定足数を完全に排除することもできると解され、実務上でも定款により定足数を排除することが一般的に行われてきた（大隅健一郎『今井宏『会社法論中巻（第三版）』（有斐閣、平成四年）九五頁、岩原編・前掲一五六頁「松尾健一」等）。ただし、決議要件についてはそれが出席株主の議決権の過半数を下回ると内容の異なる複数の決議が成立する可能性があるため認められないと解されるべきである（上柳ほか編集代表・前掲一八一頁「菱田政宏」）との指摘は妥当であると考えられ、本条の文言上などに具体的な制限が明記されていないことも、事柄の本質から考えて定款自治の範囲を限定しなければならぬ場合もあると考えられる。

また、特別決議は、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が

出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行う（会社法三〇九条二項柱書前段）。これが普通決議と異なるところとしては、決議要件が過半数から三分の二と引き上げられており、定款によってもこれより軽減はできないという点、定足数も軽減の限度は三分の一までとされている点がある。この定足数に関しては、平成一四年改正前は定款によっても一切の軽減・排除が認められていなかった（平成一四年改正前商法三四三条）のに対して、実務界からの要請に依って、排除は認められない代わりに定足数を三分の一までなら軽減してもよい（平成一四年改正商法三四三条二項）と改正されたものであり（前田庸『会社法入門（第一三版）』（有斐閣、平成三〇年）三九九頁）、さらに平成一七年改正では、定款をもってしても決議要件を三分の二以下の割合に軽減することはできないことが明確にされ、さらに、会社法制定前の有限会社の社員総会において社員数要件を用いていた（旧有限会社法四八条一項は、前条の決議（注：定款変更）は総社員の半数以上で総社員の議決権の四分の三以上を有する者の同意で行うこととしていた）ことを踏まえて「この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数に

上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない」（会社法三〇九条二項柱書後段）との文言が加えられたと考えられる（潘阿憲「会社役員選解任決議の定足数要件と定款による変更」法学志林一一九巻三号一三頁～一四頁）。本判決は株主にとって重要な事柄を決する決議において資本多数決の考え方を貫徹することが重要であり、役員を選・解任決議においては三〇九条二項柱書後段のような頭数要件を認めるような条文は存在しないことから、条文を文言どおりに解釈するべきであることを強調しており、この後段も有限会社の株式会社への統合という事態を考慮して特別決議において定款で頭数要件を考慮することを認めているに過ぎないと解することもできるが、株主にとって重要な事柄を決定する場合に用いられる特別決議の要件においてさえ株主の意思を反映させるための定款自治を認めているのであるから、当該判決が特別決議のような頭数要件を認める規定がないことを理由として、普通決議並びに役員を選・解任決議において頭数要件を認める明文がないことのみをもって資本多数決によらなければならないという結論に導くことは法文に依存したあまりに形式的な解釈であるように思われる（同旨・弥永真生「判批」ジュリスト一五六四号三頁、同・「判批」金判一六

六四号一三頁～一四頁、松嶋隆弘「判批」税務事例五五卷一一号六〇頁、来住野・前掲一七八頁、受川環大「判批」リマークス二〇二四年（上）八九頁。

以上に鑑みると、これまでの学説は、普通決議は定足数および決議要件について定款で別段の定めをすることを認めていることから一般的にはこれらを軽減することには限定はなく（ただし、決議要件については過半数を下回ることはできない点については既述）、特別決議についても定款で定めることができる軽減の下限を示していることは明らかである。

これに対して、定款で定足数および決議要件を加重することが可能であるのか、あるいはその加重には限度はないのかについては、普通決議に関しても、また、特別決議に関しても、学説も一致しているとはいえない部分があるので、以下、その点について考える。

まず、これまでの通説は、普通決議については、要件の加重についても一般的に認められるとし、その認められる例として、頭数要件を加えることや、株主全員の同意を決議成立要件とすることを挙げている。決議要件の引き上げについて定款自治を認めている以上、出席株主全員の同意を要する定めも認められるとし、決議に株主全員の一致を

定款で定めた場合には通常よりも会社運営に支障をきたすおそれがあるが、それは解散判決の請求（会社法八二四条一項）等により解決できると解する（青竹正一『新会社法（第六版）』（信山社、令和六年）二七二頁）。また、特別決議についても、法定の要件を加重することもできる（頭数要件、株主の全員一致も可能）（江頭憲治郎『株式会社法（第九版）』（有斐閣、令和六年）三七七頁、岩原編・前掲一六〇頁～一六一頁「松尾」）。青竹・前掲二七二頁は、全員一致を要求すると、事実上決議の成立が不可能となり会社の運営が行き詰まる可能性もあるとしながらも、加重を認める以上、その範囲を画することは困難であるため、全員一致も認めるとする。これに対しては、当時特別決議事項であった取締役解任に関して定款で全会一致を求めるのは、「定款自治の枠をこえるのではなからうか」と疑問を呈する見解もあつた（森本滋『会社法（第二版）』（有信堂高文社、平成七年）二二二頁（注3））。

しかし、上記の見解に対して、原則的には定款による決議要件の加重を認めつつ、定時株主総会において必ず決議すべき事項（計算書類の確定等）につき決議要件を加重する定款規定を置くと、閉鎖型タイプの会社でも決議が成立しないおそれが生ずるので、このような決議事項における

このような定款は無効と解するべきとする有力学説がある（江頭・前掲三七六頁（注2）、岩原編・前掲一五七頁「松尾」）。

東京地判令和二年八月一九日平成三〇年（ワ）第二一四八七号LEX-DB25385792は、「株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除くほか出席株主全員の同意を要する」との定款規定がある場合に、株主総会において多数決で可決された決議を取り消すことができるか否かが争われた。ここにおいては、定足数を加重した定款規定は原則として有効であり、多数決で可決された決議は定款に違反したため取り消し得るとしたが、「計算書類等の承認等定時総会において必ず決議すべき事項についてまで出席株主全員の同意が要求されると、決議が成立せず会社運営に支障を来すおそれがある」として、上記の特定の決議事項に適用される限度において当該定款規定は例外的に無効であると判断した。そして、この控訴審判決である東京高判令和三年四月二二日令和二年（ネ）第三三一一八号LEX-DB3592205もこの点に関する原審判決を認めて、控訴を棄却した。これらの第一審および控訴審判決は、上記の有力学説の見解に従ったものと考えることができる（弥永・前掲金判一四頁（注2））。（なお、この控訴審判決は総会で決議を行った取

締役の選任に当該定款が適用されるか否かについても触れており、その点については、以下三で詳しく検討する。）

これらにおいて判示されている、定時株主総会の決議事項として計算書類の承認等を例外としていることについて、この「等」として計算書類の承認以外の事柄ではどのようなものが考えられるであろうか。清算株主総会における貸借対照表の承認（会社法四九七条二項）もこれに含まれるほか、定時総会で必ず決議すべき事項の他にも、例えば事業再生局面における全部取得条項付種類株式の取得に関する株主総会決議（会社法一七一条）の場面においてもその不成立により会社運営に支障が生ずるおそれがあるため、決議不成立による会社運営への支障が生ずる可能性を踏まえたうえで対象となる決議事項ごとに検討をする必要性があると主張し、これに対して、例えば利益配当に際して利益の処分に関する議案を定時株主総会で承認されることが要求されていた平成一七年改正前商法二八一条一項四号、二八三条一項とは異なり、現行では、会社が臨時計算書類を作成し、臨時株主総会でこれを承認して剰余金配当を決定することも認められている（会社法四四一条一項、四項）ため、計算書類承認決議の不成立は必ずしも会社の運営に支障を来すものであるとまでは言い切れないのではな

いかと指摘する説もある（内藤裕貴「判批」金判一六四九号四頁～六頁）。また、計算書類の確定ができないことが直接「会社運営に支障を来す」ことにつながるのかについて疑問（船津浩司「判批」ジュリスト一五八九号一三三頁）も呈されている。

有力学説が計算書類に関する承認決議の不成立を「会社の運営に支障を来す」とこと同列に考えている点については、確かに疑問もあり、また、もしそう考えるとしても、計算書類の確定に関する決議に類する決議の範囲がどこまで広がるかについては更なる検証が必要であるように思われる。

三 以上の考察を元にして、本件で問題となっている、役員を選・解任（解任に関しては、監査役、累積投票で選任された取締役、監査等委員である取締役を除く（会社法三〇九条二項七号））の決議に関する定款規定の有効性について考える。

会社法三四一条はこれを決議する要件について特別な規定をおいており、「三〇九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以

上の数を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。」として、原則として法律で定められる定足数および決議要件は普通決議と同様であるが、特別決議と同様に定款自治の範囲を限定して、法定の割合よりも要件を軽減することも認めない。この規定は取締役の選任に関して昭和二十五年改正によって追加された規定（昭和二十五年改正商法二五六条ノ二）がこの前身であり、それまでは取締役の選任は普通決議によって行われていたのを、同改正により取締役の地位が重要性を加えたことに鑑みてなるべく多数の株主の意見を反映せしめようとして、定足数を定款によっても三分の一未満にすることができなしいとされた（大隅一今井・前掲一五一頁、上柳ほか編集代表『新版注釈会社法』⁶⁾（有斐閣、昭和六二年）四三頁「今井潔」、前田・前掲三九八頁、岩原編・前掲五四七頁「加藤」）。これに対して、取締役の解任については平成一七年改正前商法では特別決議事項とされていた（同法二五七条二項、三四三条）が、株主による経営に対する監督を強化するため選任と同様の規定に改められたものである。

役員を選・解任決議についても、決議要件を定款で引き上げることが認められると考えている学説（江頭・前掲三七六頁（注2）、神田秀樹『会社法（第二六版）』（弘文堂、令和六年）二二七頁および二二八頁（注7）、田中亘『会社法（第四版）』（東京大学出版会、令和五年）一九九頁、二〇〇頁、岩原編・前掲一五七頁「松尾」等）が有力である。

しかし、取締役の選・解任に係る株主総会決議について、会社法立案担当者は「ある決議事項に関する頭数要件の設定は、主として少数株主保護のための制度であるところ、取締役の選任および解任については、累積投票制度や種類株主による取締役の選任など少数株主の意向を反映させるための制度が別途設けられているため」（相澤哲Ⅱ石井裕之「株主総会以外の機関」相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事法務二九五号）』（平成一八年）九八頁）、また、「頭数要件の付加によってデッドロックに陥ることをできるだけ防止するため」（相澤哲Ⅱ葉玉匡美Ⅱ郡谷大輔『論点解説新・会社法 千問の道標』（商事法務、平成一八年）二九九頁）定足数に頭数要件を設けることはできないとの考え方を示した。

この立案担当官の理由付け①に対する反論としては、既

に少数株主の意向を総会決議に反映させる制度が会社法上存在しているからといって、それと同様の効果を有する別の制度はもう必要ないとして、これを排除する政策的根拠がないこと、②に対する反論としては、頭数要件等を設けた場合にデッドロックが生ずるかは株主間の持株比率によって変わるものであり、必然的にデッドロックが生ずるとは限らず、また、デッドロックが生じた場合の代替措置として役員権利義務者・仮役員の選任（会社法三四六条）、役員解任の訴え（同法八五四条）等が存在するため、会社運営に大きな支障は生じないことなどが主張されている（潘・前掲二二頁～二四頁）など、学説では立案担当者の見解には反対する立場が強い。

前掲東京高裁令和三年四月二二日判決は、計算書類の承認と同様、取締役選任決議についても、出席株主全員の同意が要求されると決議が成立せず会社運営に支障を来すおそれがあるため定款は無効であると控訴人が主張したのに対して、「取締役の選任決議について、出席株主全員の同意を要する旨の定款の定めを置くに当たっては、当然のことながら、そのメリットやデメリットが検討されたものと推認される上、これまで同条を定款に関する自治により改定する機会が存在したものと認められる。また、同条によ

り、仮に株主総会による決議が不可能となった場合でも、役員等に欠員が生じた場合の措置（会社法三四六条参照）といった代替手段があることに鑑みれば、当該定款の定めを無効と解する必要はない」とした。立案担当者の考えに拠らず、多数説に従ったものと思われる。この東京高判令和三年四月二二日判決の評釈においては、弥永・前掲ジュリスト三頁、内藤・前掲五頁、加藤新太郎「判批」NBL一二三五号九七頁、芝園子「判批」新・判例解説Watch三二二号一一三頁、船津・前掲一三三頁が、取締役の選任決議について全員の同意を要するとした定款を有効であると解したことに賛成している。

そしてさらに、本判決の評釈でも、弥永・前掲金判一四頁、尾関幸美「判批」新・判例解説Watch三三三号一四二頁、松嶋・前掲六〇頁、来住野・前掲一八〇頁、受川・前掲八九頁、河村尚志「判批」令和五年度重要判例解説八五頁が、その理論構成に反対し、頭数要件を加えた原審判決に賛成している（江頭・前掲三七六頁（注2）は本判決の判断は定款自治の制約として行き過ぎであろうとい、岩原編・前掲五五四頁「加藤」も、決議要件の一般的な解説において、役員の選・解任に株主全員の同意を要求することも認められるならば、それよりも緩い「頭数要件の付加

も認められるべき」であるとする）。（これに対して、本判決の評釈である藤嶋・前掲一二二頁は、定足数並びに決議要件について資本多数決を徹底するべきであるとして本判決に賛意を表している）。私見も上記の学説と同様に、本判決が定款一二条を無効と判断したことについては従うことはできず、原審判決に賛成したい。

四 最後に、当該判決が定款の効力を無効と解したために導かれた結果の妥当性につき、考えてみたい。というのはこのY会社において、現在、XB派とA（その立場を引き継ぐ長男E）C派が対立しているが、もし、この定款を有効と解する原審判決の解釈に賛成するとすれば、定足数を満たしていないことで総会が成立せず一切の決議ができず、また、XBの議長交代の動議を無視してまで総会を終わらせようとしたAEC側の主張が通ることになる。しかしながら、Cが平成二九年以来EFGHに株式を譲渡して株主を意図的に増やそうとした様子がうかがわれること、FGHは会場の駐車場まで出向いていながら総会には出席せず総会を成立させないために協力をしない姿勢を貫いた結果定款が規定する定足数を満たさない状況が生じたことを考えると、このようなAEC側の非常識な対応を後押しする

必要がどのくらいあるのか、という懸念も生じる。

この結論を良しとしない本判決が、原審と反対の結論を導くために半ば強引な法解釈を用いたのではないかとの疑念も示されているところである（得津晶「判批」法学教室五一五号一一九頁は「かかる株式譲渡の承認が反対派Xを含む取締役会で如何になされたかの認定がなく、本判決はかかる経緯に不審な点がある」として結果先取りで法律論を展開した可能性がある」とし、河村・前掲八五頁もこれに賛成する。また、来住野・前掲一八一頁も、現状を打破するため、本件総会におけるXの強行手段を支持したのではないか、と分析される）。また、解釈としては原審判決が正しいが、AECが定款違反を主張することは権利濫用として排除することができたのではないかとの指摘もある（松嶋・前掲六一頁）。

Y会社が定款によって発行するすべての株式の譲渡に会社の承認を要する非公開会社であったか否かについては裁判所は事実関係を明らかにしていないがおそらく非公開会社であったのではないかと推測される（得津・前掲一一九頁は、「本判決では認定されていないがY社は平成二二年五月の定款変更で全株式に譲渡制限が付されている。」と言及されている）。CがAとの間にもうけた息子たちおおよ

びその嫁たちへの株式譲渡を行った際に手続違反があったという主張も本件の訴訟では特段行われてはおらず、また、FGHも株主として総会に出席するか否かは義務ではなく権利であるため直接これらの点について責められるべきであるとも言い難い。

結局、Y会社が抱えている問題の原点は、定款で総会決議の定足数に頭数要件を用いたことによって生じているともいえるが、当時の株主が定款変更を行って議決権数のみでなく一人一人の株主の存在を重要視して定足数に注目しようとした意図は、たとえその後株主構成が変わろうとも尊重されるべきである。そして、最終的に株主同士の融和が図られない以上、むしろ当該定款規定を存置しながら、今後この会社を株主たちがどのように運営していきたいかをしっかり話し合っていくことをしない限りは、どちらにしても問題解決には至らず、それを無理やり定款規定の効力に関する解釈で解決しようとするには無理があるように思われる。

なお、脱稿後、福島洋尚「判批」金判一六九七号二頁以下に接した。

鈴木 千佳子